

資源ごみの回収に御協力をお願いします!

村では、ごみの減量化を目的として、下記のとおり資源回収を行っています。
地球環境の保全のため、皆様の御協力をお願いいたします。

1. 自治会の資源ごみ回収を御利用ください

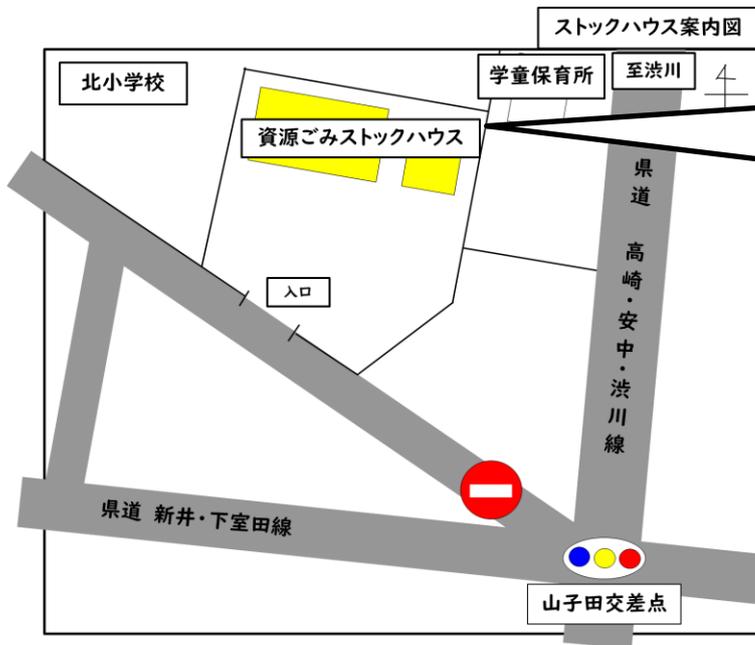
- ① 自治会では、毎月1回、資源ごみの回収を行っています。
- ② 自治会ごとの回収日は、下表のとおりです。

| | | |
|-----|-----------------|--------|
| 自治会 | 1区～8区 | 9区～21区 |
| 回収日 | 第1水曜日 ※1月は第2水曜日 | 第3水曜日 |

- ③ お持ち込みいただけるものはペットボトルとビンです。
※自治会によっては、他のものも受け入れている場合があります。
- ④ 場所や受入れ時間については、毎戸配布済の「ごみ収集計画表」を御確認ください。
※村ホームページでも御覧いただけます。

2. 資源ごみストックハウスを御利用ください

- ① 村が管理する資源ごみストックハウスに資源ごみをお持ち込みいただけます。
- ② 受入れ時間は、毎週土・日曜日の午前9時から正午までです。
※年末年始や祝日等、お休みの日もあります。「ごみ収集計画表」を御確認ください。
- ③ 持ち込めるもの等、詳細は「ごみ収集計画表」を御確認ください。
- ④ 資源ごみストックハウスの場所は、裏面の案内図のとおりです。



資源ごみストックハウスの場所は、**北小学校の南東**です。
山子田交差点からは入れないので
御注意ください。

3. 資源ごみを持ち込む際の注意事項

※自治会の回収は、原則ペットボトルとビンのみです。

- ① 缶・ビン・ペットボトルはきれいに洗ってから出してください。
- ② ペットボトルはラベルとキャップを外してください。

資源ごみストックハウスではキャップも受け入れています。



- ③ 色付きのペットボトルは可燃ごみで出してください。
- ④ スプレー缶・カセットボンベは不燃ごみで出してください。
- ⑤ ダンボールや新聞等の紙類はヒモ等でまとめて出してください。
- ⑥ 汚れた紙類やロウ引き等の加工のある紙類は可燃ごみで出してください。

その他、御不明な点は下記のお問合せ先まで御連絡ください。



御協力よろしく
お願いします！

お問合せ先
榛東村役場 住民生活課 環境衛生係
TEL:0279-26-2494 (内線122)
FAX:0279-54-8225

令和5年度の検(健)診を
受けられなかった方を対象に

追加の検(健)診を実施します！

【検診日程】令和6年1月29日(月)午前

【会場】榛東村保健相談センター

【予約受付期間】令和6年1月19日(金)まで

午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

【予約方法】電話(0279-70-8052) または 窓口

【予約に関する注意事項】

- ・社会保険被扶養者の健診を希望の方は、予約の際にお申し出ください。
- ・予約をした方に、後日予約日時を記載した予約票、受診票等を送付します。
- ・令和5年度に村の集団検診及び個別検診、人間ドックで受けた検診は受けられません。



| 1月29日に受けられる検(健)診 | 対象者 |
|------------------|---|
| ①特定健診 | 40歳～74歳の榛東村国民健康保険加入者 |
| ②長寿健診 | 群馬県後期高齢者医療保険加入者 |
| ③健康づくり健診 | 20歳～39歳 |
| ④結核・肺がん検診 | 40歳以上 |
| ⑤胃がん(バリウム)検診 | 40歳以上 |
| ⑥胃がんリスク(ABC)検診 | 20・25・30・35・40・45・50・55・60歳 (過去に村の検診を受けていない方) |
| ⑦肝炎ウイルス検診 | 40歳以上(過去に検査を受けていない方) |
| ⑧前立腺がん検診 | 50歳以上の男性 |
| ⑨風しん抗体検査 | 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの 男性で、クーポン券を使用し検査をしていない方 |
| ⑩骨密度検診 | 40・45・50・55・60・65・70歳の女性 |
| ⑪大腸がん検診 | 40歳以上 |

※乳がん、子宮頸がん検診は実施しません。

○農業委員会からのお知らせです。

農地相談・農業者年金相談会の開催について
「～農業委員会が相談をお受けします。～」

農業委員会では、農地に関する相談や農業者年金に関する相談会を下記のとおり開催します。相談がある方は、お気軽にお越しください。

記

1 と き 1 2 月 2 0 日 (水)
1 月 は 開 催 な し
(次回は2月20日(火)です)

午後1時30分から3時まで

2 と こ ろ 榛東村役場
3階 302会議室
(役場庁舎正面向かって左側入口からエレベータをご利用ください。)

3 相談内容 農地の貸し借り、農地転用
農業者年金 等

問い合わせ先 農業委員会事務局
TEL 0279-26-2585

農地の管理をお願いします!!

◎所有されている農地は適切に管理してください。

雑草等が繁茂すると、「隣接地との問題発生」、「産業廃棄物の不法投棄」、「病害虫の発生」、「有害鳥獣の潜伏・繁殖」、「隣接する道・水路の機能低下」、「景観の悪化」、「枯れ草による野火火災の発生」等、様々な問題が発生する恐れがあります。

ご存知ですか？

「障害者虐待防止法」

しょうがい者が安心して暮らせる社会へ



障害のある人への虐待は、法律で禁止されています

「障害者虐待防止法」は、障害者が虐待によって、権利や尊厳をおびやかされることを防ぐために制定されました。障害者への虐待に対しては法的な措置が取られるほか、わたしたち一人ひとりにも、虐待防止への正しい理解と行動が求められています。

- 障害のある人に対して虐待をしてはいけません
- 虐待を発見した人には、通報をする義務があります
- 学校や病院には、虐待防止の義務があります

障がいのある人たちが 虐待されているなんて、 本当なの!?



障がい者の暮らしを支援する公共施設やルールの整備が進み、バリアフリーやユニバーサルデザインなどへの意識が高まる一方で、障がい者に対する虐待事例の報告があとを絶ちません。その多くは、他人の目に触れにくい家庭や施設の内部で起こるために、認知や発見がされにくいのが現状です。また、「絶対にしてはいけないこと」「起こるはずのないこと」という思い込みによる見落としや無関心が、結果的に発覚の遅れにつながっている側面もあります。

障がい者とは…

- 身体機能に障がいがある(身体障がい)
- 知的な発達が遅れている(知的障がい)
- 精神疾患がある(精神障がい)・発達障がいがある
- その他、心身の機能障がいがある

これらの障がいと社会的障壁により日常生活や社会生活に制限を受ける人

※障害者手帳を持っていない人も含まれます。

障がい者虐待は こんなところで 起こっています!

家庭



養護者(世話をしている家族、親族、同居人)などによる虐待

施設



(障がい者の通所・入所施設) サービス従事者などによる虐待

職場



使用者(雇用主)や職員などによる虐待

障がい者虐待が発覚しにくい理由とは…

虐待する人

- しつけや教育の一環だと思っている
- けがや事故になりかねない行動障がいを抑制するために、「やむなく」してしまう
- 支援疲れやストレスに端を発して、本人に自覚がない



被害者

- 苦しみやつらさを自分で訴えられない
- 虐待されているという自覚・認識がない
- もっと虐待されてしまうという恐怖心から抵抗できない



第三者

- 家庭や施設などの閉ざされた空間で起きているため気づかない
- 障がい者支援にたずさわるような人が虐待などするわけがないと思っ込んでいる
- おかしいのでは? と感じながらも、方法がわからず見て見ぬふりをしてしまう



ひ がい かく だい く と

被害の拡大を食い止めるために

あなたの通報が、
早期発見・早期対応につながります！

障がい者虐待の現場を一般の人が目にすることは少ないでしょう。そのため、「まさか」「気のせいではないか」とやりすごしてしまい、結果として発見が遅れてしまうことは少なくありません。早期発見のためには、「もしかして？」という、いわゆる「グレーゾーン」の状況での通報が大切です。



- 虐待を発見した場合は、国民の誰もが通報の義務を負っています。
- 通報者の秘密は守られます。

通報の窓口は、市区町村になります

法律の施行に伴って、各市区町村に「障害者虐待防止センター」が設置されました。そのほか、都道府県や市区町村の障がい者担当窓口、社会福祉協議会、民生委員などに連絡してもつないでくれます。



障害者虐待防止センター

電話番号 090-2768-3388

第3回 ヘルスアップ教室

回覧

しんとう健康ポイント
対象事業



運動するきっかけづくりを目的に、ヘルスアップ教室を開催します。

「時間はあるけど、運動は苦手」「何の運動から始めようか迷っている」など身体を動かしたいと思っている方、運動習慣を身につけたい方、ぜひご参加ください。

保育士による
託児を行います。
お子さんがいる方も
ぜひご参加ください。

| | |
|---------|---|
| 【日 時】 | 1回目 : 令和6年 1月10日(水) 2回目 : 1月17日(水) 全日 3回目 : 1月24日(水) 10:00~12:00 4回目 : 1月31日(水) (終了時間は前後します) 5回目 : 2月7日(水) |
| 【会 場】 | 榛東村保健相談センター |
| 【講 師】 | 河崎 和代 先生 (群馬県スポーツ協会認定健康スポーツ指導者) |
| 【内 容】 | ・自宅でも出来るストレッチやバランスボールを使った簡単な筋肉トレーニングを行います。 ・参加者には、筋肉トレーニングやストレッチ等様々な運動に使えるセラバンドをプレゼントします。 |
| 【持 ち 物】 | ・室内用の運動靴 ・タオル ・飲み物 (水やお茶) ・ストレッチポール、運動マット (保健相談センターでの貸し出しもあります) ※運動のできる服装でお越しください。 |
| 【定 員】 | 20人 |
| 【託 児】 | 未就学児対象で3人まで (希望の方はお申し出ください) |
| 【申 込 先】 | 榛東村保健相談センターに電話でお申し込みください。 電話番号 : 0279-70-8052 受付時間 : 午前8時30分~午後5時15分 (平日のみ) |
| 【申込受付】 | 令和5年 12月8日(金)~12月27日(水) ※定員以上の申し込みがあった場合、初めて参加する方を優先させていただきます。 |

